

江東区ボランティア・地域貢献活動センターInstagram (インスタグラム)
アカウント運用要領

令和6年12月19日

6江東社協ボ第176号

(目的)

第1条 本要領は、江東区ボランティア・地域貢献活動センター(以下「センター」という。)が運用するインスタグラムアカウント(以下「センターインスタグラム」という。)を通じて、区民等への情報提供を円滑に行うため、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 本要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) インスタグラム Meta Platforms, Inc. が提供する無料の写真共有ソーシャルメディアサービスで、インターネットを利用し、不特定多数のユーザーと写真や短時間動画を共有するサービスをいう。
- (2) アカウント インスタグラムを利用するために取得した権利及びユーザー名をいう。
- (3) ユーザー インスタグラムの利用者をいう。
- (4) コメント インスタグラムの投稿に対してユーザーが、意見・アドバイスをを行い、コミュニケーションを図ることをいう。
- (5) フォロー 他のユーザーのインスタグラムを常に自分が受信できるように、アカウントを登録することをいう。
- (6) DM ユーザーと非公開でやり取りできる、アプリ内のメッセージ機能をいう。

(運用主体)

第3条 センターインスタグラムの運営主体はセンターとし、アカウント名は、「kvac_official」とする。

(センターインスタグラム運用管理者)

第4条 センターインスタグラムを閲覧する全ての者に適切に情報が発信される環境を実現するため、センターインスタグラムの運用管理を統括する者と

して、センターインスタグラム運用管理者（以下「運用管理者」という。）を置く。

2 運用管理者は、センター所長の職にある者とする。

3 運用管理者は、次に掲げる業務を所掌する。

(1) センターインスタグラムの運用統括

(2) インスタグラムの運用に係る基準の制定又は改廃

（センターインスタグラム情報管理者）

第5条 センターインスタグラムに掲載するコンテンツを適正に管理するために、センターインスタグラム情報管理者（以下「情報管理者」という。）を置く。

2 情報管理者は、センター係長の職にある者とする。

3 情報管理者は、次に掲げる業務を所掌する。

(1) 投稿されたコンテンツの内容確認及び削除

(2) センターインスタグラムの運用に関する閲覧者からの問い合わせ対応

（アカウント運用者の明示）

第6条 なりすましによる誤情報の流布を防止するため、運営主体としてセンターインスタグラムのアカウント名を江東区社会福祉協議会のホームページに明示し、周知する。

（投稿）

第7条 センターインスタグラムでは、以下の情報を投稿することとする。

(1) 地域福祉活動の状況（個人が特定される恐れのある事業については、掲載前に個人に許可を取ったうえで投稿することとする。）

(2) センターの事業に関する情報

(3) その他、運用管理者が適当と認める情報

2 投稿に際し、別表1のチェックリストで確認を行うものとする

（フォロー、コメント及びDMの方針）

第8条 センターインスタグラムでは、関係機関との連携を促進し、より広範な受け手に情報が届くよう努めるため、江東区、他地区社協、関係機関等の公共公益性の高いアカウントについて積極的なフォロー及びコメントを行うものとする。DMへの対応については、個別に返信を行うことが適当と認め

られる内容についてのみ、情報管理者の判断に基づいて返信を行うものとする。ただし、福祉や社協に直接関連しないものや公序良俗に反すると認められるものはこの限りではない。

(投稿禁止情報)

第9条 ユーザーは、センターインスタグラムの利用に際して、次に掲げる内容のコメントを行ってはならないものとする。また運用管理者は、投稿内容が以下の事項に該当すると判断した場合は、他のユーザーに対し予告なく、情報の削除その他必要な措置を講じることができる。

- (1) 投稿の内容に関係がないと思われるもの
- (2) 法令等に違反し、又は違反するおそれがあるもの
- (3) センター又は特定の個人、団体等を誹謗中傷するもの
- (4) 政治及び宗教活動を目的とするもの
- (5) 著作権、商標権、肖像権等第三者の知的所有権を侵害又は侵害するおそれのあるもの
- (6) 広告、宣伝、勧誘、営業活動、その他営利を目的とするもの
- (7) 人種、思想、信条等の差別又は差別を助長させるもの
- (8) 公の秩序又は善良の風俗に反するもの（暴力的な表現、攻撃的な内容などを含む）
- (9) 虚偽及び事実と異なるもの並びに単なる噂(噂を助長させるものを含む)
- (10) 本人の承諾なく個人情報に特定、開示、漏えいする等プライバシーを害するもの
- (11) 有害なプログラム等に誘導するもの
- (12) わいせつな表現等を含む不適切なもの
- (13) 他のユーザー又は第三者等になりすますもの
- (14) 前各号に掲げるもののほか、センターが不適切と判断したもの及びこれらの内容を含むホームページ等へのリンクへ誘導するもの

(著作権)

第10条 センターインスタグラムに掲載されている個々の情報(画像、動画等)に関する諸権利は、センター又は現著作者に帰属する。

2 他のユーザーは、内容について、私的使用のための複製、引用等、著作権

法上認められた場合を除き、無断で複製又は転用してはならない。

(免責事項)

第11条 センターは、センターインスタグラムを通じてユーザーから提供される情報について、その正確性、完全性、合法性その他の保証は一切しないものとし、当該情報に起因してユーザー又は第三者に損害が発生したとしても、センターは一切責任を負わないものとする。

2 センターは、掲載された情報に起因して他のユーザー又は第三者に損害が発生したとしても、センターの故意又は重大な過失によるものでない限り、一切責任を負わないものとする。

(運用要領の変更)

第12条 本要領は必要に応じて変更するものとし、その場合は、変更の旨とその内容を、センターインスタグラム又は江東区社会福祉協議会ホームページに明示し、周知する。

(その他)

第13条 その他、本要領の実施について必要な事項は、センター所長が別に定める。

付 則

本要領は、令和7年1月1日から施行する。